

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**国民健康保険・
後期高齢者医療制度**

△所得申告書の提出を▽

国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得に基づいて算定します。税の申告をした方や所得税が源泉徴収された方はその所得を基に算定しますが、それ以外の方は保険料算定のため

の所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、国民健康保険は5月13日(木)まで、後期高齢者医療制度は20日(木)までに必ず提出してください。
△国民健康保険料の年間支払い上限額が決まりました▽
22年度の年間支払い分の上

限額が、医療分50万円、支援金分13万円、介護分10万円に決まりました。なお、国民健康保険料は6月に決定し、通知書を送付します。
△加入漏れにご注意ください▽
協会けんぽや共済組合など、国保以外の公的医療保険に本人として加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行し

**国民健康保険料は
納期限内に
納めましょう**

納め忘れは
ありませんか?
今月は
滞納整理特別強化月間
です
納付が困難な方は
区役所の保険年金課に
ご相談を

た場合、その被扶養者だった方は、ほかの家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。
【詳細】区役所(1階)の保険年金課

国民年金

△学生の皆さんへ▽

大学(大学院)、短大、高校、高等専門学校、専修学校、各種学校の昼間、夜間、定時制課程の20歳以上の学生で、保険料の支払いが困難な場合、支払いが猶予される学生納付特例制度があります(所得要件あり。手続きは毎年度必要)。承認された期間は年金の受給資格期間になり、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できます。3年度目以降に納付する場合は当時の保険料に加算が付きます。
希望する方は、年金手帳、印鑑(シヤチハタ不可)、学生証または在学証明書、前年の所得を証明するもの(本人に前年所得がある場合のみ)を持参し、お住まいの区の区役所年金係へ申請してください。
【詳細】区役所(1階)の保険年金課年金係



税金

△家屋実地調査にご協力を▽
固定資産税の評価額を算出

するため、今年新築・増築・改築された家屋(車庫・物置を含む)を対象に実地調査を行っています。所有者の方には、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力をお願いします。
△省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税を減額▽
昨年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、20年4月1日～25年3月31日に30万円以上の一定の省エネ改修工事を行い、省エネ基準に適合することとなった場合、翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して資産のある区に申告してください。

△軽自動車税の納税通知書をお送りします▽

4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、オートバイなどを所有または使用している方に、22年度軽自動車税の納税通知書を5月中旬にお送りします。5月31日(月)までに金融機関、コンビニなどで納めてください。
【詳細】区役所(1階)の課税課

■市税条例が改正されました

①は24年度から、②③は25年度から、④⑦は本年度から、それぞれ適用されます。

△個人市民税▽

①扶養控除のうち、16歳未満の者に係る控除(33万円)を

65歳以上の公的年金受給者の方へ 個人市・道民税の納付方法

公的年金を受給している65歳以上の方は、公的年金から個人市・道民税(住民税)が特別徴収(天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知書をご覧ください。

■対象者

前年中に公的年金を受給している方で、平成22年4月1日時点で65歳以上の方。

※介護保険料が年金から天引きされていない方、1月1日以降に市外へ転出された方などを除く

■対象税額

年金所得に対する住民税額。

※年金以外の所得に対する住民税は、従来どおり納税通知書で納めていただきます

■納付の時期と方法

①前年度から年金天引きが継続している方

4月、6月、8月の公的年金から、2月分と同額が天引き(仮徴収)されます。対象税額から仮徴収分を差し引いた残りの税額は、10月、12月、来年2月の公的年金から天引きされます(本徴収)。

②前年度から年金天引きが継続していない方(新たに対象となった方など)

年金所得に対する住民税額の2分の1相当額は、6月、8月に納税通知書で納めていただきます。残りの2分の1相当額は、10月、12月、来年2月の公的年金から天引きされます。

年金受給月	前年度から年金天引きが	
	①継続している方	②継続していない方
4月	2月分と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	1/2相当額を納税通知書で納付
6月		
8月		
10月	仮徴収分を除いた額を年金から天引き(本徴収)	残り1/2相当額を年金から天引き
12月		
来年2月		

【詳細】区役所(1階)の課税課